

伊奈町高齢者補聴器購入費助成事業の実施について

～医療機関の皆様へ～

伊奈町では、聴力機能の低下により、周りの人とのコミュニケーションが取りにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方を対象に、生活の質の向上や積極的な社会参加を支援するとともに、高齢者の健康増進、認知症予防の一助とすることを目的として、補聴器購入費の一部を助成します。

医療機関の皆様へのお願い

助成を受けるために、耳鼻咽喉科が発行した補聴器の必要性を認める医師意見書の提出をお願いしています。

診察、検査の実施および該当者への医師意見書の発行とご協力をお願いいたします。

助成の内容

20,000円を上限として、補聴器の購入費用の一部を助成します。

※医療機器認定を所得した補聴器であること

※左右いずれかの耳に装用する補聴器本体1台分

※医師の意見書を得るための費用（診察料・検査料等）や送料等に要した費用は対象外

※申請（補助金交付決定）前に購入された補聴器は対象外

※購入に要した費用が20,000円に満たない場合はその額を助成

助成の対象者（以下のすべてに該当する方）

- ① 申請日において町内に住所を有する満65歳以上の方
- ② 両耳の聴力レベルが40dB以上であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師が補聴器の必要性を認める旨の意見書を得ることができる方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ④ 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない方
- ⑤ 過去に本事業による助成を受けたことがない方

耳鼻咽喉科での対応について

助成を希望する患者様が医療機関に来られたら

- ・患者様は「伊奈町高齢者補聴器購入費助成事業医師意見書」を持参しています。
- ・保険診療にて診療をお願いします。

医師意見書の記入等について

- ・検査の結果、中等度難聴（両耳の聴力レベル40dB以上）を補助対象とします。
- ・助成対象と判断された場合は、医師意見書への記入をお願いします。
- ・記入いただいた医師意見書は患者様へお渡しください。

医師意見書への記入にかかる文書料について

- ・医師意見書は文書料として、医療機関から患者様にご請求ください。
- ・受診料や検査料、文書料等は患者様の自己負担となります。町からの助成はありません。
- ・診察及び検査の結果、助成対象とならない（補聴器が不要）場合は、患者様へ口頭で結果をお伝えいただき、医師意見書への記入（文書料の請求）はしないようにお願いします。

補聴器の購入店舗について

補聴器は、管理医療機器として認定された補聴器の取り扱いがあり、見積書・領収書の作成をしているだけの店舗であれば、町内外を問わず、どの店舗でも購入していただけます。

問い合わせ先

伊奈町役場 いきいき長寿課 いきいき長寿係

所在地：〒362-8517 伊奈町中央4丁目355番地

電話：048-721-2111（内線）2125、2126